

全国健康保険協会船員保険協議会（第 67 回）議事録

日時：令和 7 年 3 月 6 日（木）14：00～15：09

場所：コモレ四谷タワーコンファレンス Room D・E

参加者：菊池委員長、金岡委員、関委員、高橋委員、立川委員、田中委員、中出委員、平岡委員、村方委員、渡邊委員（五十音順）

〔議題〕

1. 令和 7 年度事業計画（案）及び予算（案）について
2. その他

菊池委員長：

定刻となりました。皆さんこんにちは。いつも大変お忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから第 67 回船員保険協議会を開催いたします。

まず本日の出席状況でございますが、綾委員よりご欠席の連絡をいただいております。また中出委員、渡邊委員がオンラインで参加されておられます。長岡委員が少し遅れられていますが、ご参加と承っております。

本日、厚生労働省もオブザーバー参加をお願いしておりますが、少し遅れられるということでございます。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

まず事務局から議題 1 「令和 7 年度事業計画（案）及び予算（案）」について、ご説明をお願いいたします。

上廣次長：

船員保険部次長の上廣でございます。着座にて説明をさせていただきます。

まず議題のご説明の前に 1 点ご報告をさせていただきます。

令和 7 年度保険料率に係る定款変更の認可についてでございます。前回 1 月 27 日に開催されました船員保険協議会でご承認をいただきました、令和 7 年度保険料率につきましては、その後 1 月 29 日の運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に定款変更の認可申請を行い、2 月 13 日付で認可をされていることをご報告させていただきます。

それでは議題 1 の令和 7 年度事業計画（案）及び予算（案）についてご説明をさせていただきます。

事業計画案、予算案につきましては、前回 1 月協議会におきまして、その内容を説明させ

ていただきまして、委員の皆様からも様々ご意見をいただきました。本日はそのご意見を踏まえてのご提案という形になってございます。使います資料につきましては、お手元の資料 1 から 4 と参考資料の 1 から 4 となっております。

まず資料 1 をご覧いただきたいと思います。

資料 1 につきましては、事業計画案と予算案の本体資料となっております、その次の資料 2 が事業計画案の前年度と令和 7 年度の新旧対照表となっております。よって、この事業計画案に関しましては、資料 2 でご説明をさせていただきたいと思います。資料 2 をご確認ください。

令和 7 年度の事業計画案につきましては、この新旧の表を使いまして、前回 1 月にご説明をさせていただいておりまして、本日は、前回主にご意見をいただいた箇所やご質問のありました箇所を中心に、もう一度ご説明をさせていただきたいと思います。

事業計画案は、1 ページから 2 ページにかけて基本方針を、3 ページからは個別の重点施策を記載するという構成となっております。

まずは 5 ページをお開きいただきたいと思います。

⑤としまして、債権管理・回収、それと返納金債権の発生防止の強化について記載しております。資格喪失後受診の返納金債権等について、より速やかな納付書の発行であったり、法的手続の厳格な実施によって、早期回収、債権回収率の向上に努めること等を主に記載させていただいております。

1 月の協議会の中では、例えば加入者が退職した際の資格確認書の回収がどうなっているのか。また、退職者が誤って資格確認書を使用した場合の医療機関での対応の状況、そしてマイナンバーコールセンターの多言語対応に対するご質問等をいただきました。これらのご質問につきましては、前回協議会の中でご回答をさせていただいたところでございますが、委員からのご意見をいただいた中で、その後修正を加えてはどうかと考えている箇所が 1 箇所ございます。

この⑤の三つ目のボツのところでございます。資格喪失届について速やかに提出していただくよう、日本年金機構と連携して周知広報を行うことを記載しておりましたが、令和 7 年度においても資格喪失届に引き続き保険証や資格確認書を添付して返していただくことには変わりはないと委員よりご指摘を受けました。この点に関しまして、債権発生の未然防止の観点からも重要であると考えまして、事務局として改めて検討し、保険証または資格確認書が交付されている場合は、資格喪失届に添付していただくよう周知広報を行うといった青字の箇所を前回の文面に追加いたしました。

以上が 5 ページのところでございます。

次に 6 ページをお開きください。

⑥としまして、デジタルトランスフォーメーションの推進について、記載をさせていただいております。こちらは、主に i) として、オンライン資格確認等のシステムの周知徹底、ii) として、マイナンバーカードと保険証の一体化への対応、iii) として、電子申請の導入

について記載させていただいています。

1月の協議会においては、オンラインの資格確認の周知徹底やマイナンバーの使用に関するご質問などを幾つかいただき、回答させていただきました。制度への理解が深まり、その普及が進むことによって、加入者の皆様がそのメリットを受けられるよう、周知広報をはじめ、円滑な資格確認書の発行やコールセンターの質の向上を図り、サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。この点を事業計画に記載させていただき、しっかり取り組んでまいります。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

⑧として、福祉事業の効果的な実施についての記載でございます。特に洋上救急医療援護事業、あるいは無線医療助言事業などの船員の健康と生命を守る上で極めて重要な役割を果たす事業について、質の向上を目指して船員労働の実情に即した事業運営となるよう、皆様のご意見をお聞きしながら引き続き検討を進めていきたい、そういったことを記載させていただいております。

1月の協議会でも、委員から特に無線医療助言事業につきまして、実際利用される船舶所有者にとって、洋上で急病の方が発生した際、医療資源の乏しい中、不安感を持って医療助言を求めていると、そういった状況があるということや、最悪の事態を回避するために最善のことをしたいという、そういうお気持ちで日々お仕事に取り組まれていると、実際の事例を交えてご意見をいただきました。特に制度の全体を俯瞰して、使い手の立場に立った制度設計をお願いしたいと、この方針について補強をいただくようなご意見をいただいたところでございます。ご意見のとおり、現場のニーズに沿った事業に近づいていけるよう、これからも検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。

ここからは、健康診断の関係の記載となっておりますが、特に生活習慣病予防健診の受診率向上に対する取組、また船員手帳健康証明書データの取得率の向上、それと被扶養者の特定健診の受診率向上、これらを目指して取り組んでいく旨を記載させていただいております。さらに、11ページの一番上のところには、健診内容の見直し、特に若年層を対象とした節目健診の創設等、健診事業の一層の充実を図るために、令和8年度以降の実施に向けた準備を進めていくということを記載させていただいております。

委員からは、健診の充実については非常によいことであると、船員の職業としての魅力を間接的に支えることになるのではないかと、この方針に賛成であるというようなご意見もいただきました。これらのご意見を踏まえまして、利用者の健康増進に向け、より魅力ある健診となるよう、令和8年度に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以降は前回ご説明したとおりでございまして、今、前回の主なご意見を頂戴したところを中心に改めてご説明をさせていただきました。事務局としましては、先ほど冒頭に申し上げました1か所、5ページの⑤のところのみ文言の修正を行った上で、この7年度の事業計画についてはご提案をさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、予算案でございますが、資料3をご覧くださいと思います。

こちらは、計画を実施していく上での予算でございます、収入支出予算案でございます。疾病保険部門、それと災害保健福祉部門などを合わせました船員保険勘定としての予算でございます、こちら令和6年度との比較をしてございますので、一つずつ確認をしていきたいと思います。

まず上段の収入のところからご説明させていただきます。収入の内訳でございますが、まず保険料等交付金につきましては、約464億300万円、令和7年度の予算として計上してございます。こちらは、標準報酬月額増加の見込みから約29億円のプラスとなっております。加えまして、被保険者負担軽減措置が0.2%から0.1%になったことによる保険料収入の増加から約4億円のプラスとなっております。さらに、前年度の剰余金が約37億円ということで、前年度比でプラス約14億円を見込んでございます。

次の疾病任意継続被保険者保険料につきましては約8億3,400万円を計上してございます。6年度の予算設定のときと比べますと、被保険者数の減少を見込みまして、対前年度で約6,800万円のマイナスになってございます。

次に一つ飛びまして、国庫負担金のごとでございます。こちらは約2,500万円の減となっておりますが、これは国から協会に船員保険事業を移管した平成22年のときに退職引当金を年間約2,500万円、これを14年に分割して交付を受けると決まっていたものでございまして、この交付金が令和6年度で終了したことによるものでございます。

次の職務上年金給付費等交付金につきましては、約45億4,300万円を計上しております。対前年度比が約2,300万円のマイナス計上となっておりますが、こちらは支給実績に基づいての算出となっております。

収入の一番下の部分、累積収支から戻入のところをご覧ください。こちらは先ほど少し触れましたが、被保険者保険料負担軽減措置の財源でございます、令和7年度は6年度から0.1%引き下げてございまして、0.1%分となっております。その財源となる約3億6,600万円を計上しており、約3億1,900万円のマイナスとなっております。

以上、収入の合計は約552億2,900万円の計上となっております。令和6年度と比較しますと、約42億6,000万円のプラス計上となっております。

続きまして、支出についてでございます。一番上の保険給付費でございます。こちらが約273億9,900万円でございます、約2億6,500万円のマイナス計上でございます。主な増加の要因としましては、加入者1人当たりの医療給付費、現物給付が2.4%ほど伸びる予定であることがあげられます。一方、減少の要因としましては、加入者1人当たりの現金給付費、こちらが実績に基づいて算出しますと、マイナス約6.6%、また加入者数の減少も見込まれ、こちらがマイナス約1.6%となっております。

次に拠出金の関係でございます。全体で約116億8,500万円を計上しておりまして、約8億7,000万円の増額となっております。こちらは、その下を見ていただいたらお分かりのように前期高齢者納付金、それと後期高齢者支援金がそれぞれに増加傾向にあるという

ことが原因でございます。

続きまして、介護納付金でございます。こちらが約 31 億 9,400 万円を計上してございます。標準報酬月額が伸びている影響により、対前年度比約 1 億 6,000 万円の増となっております。

その下の業務経費のところでございますが、約 30 億 3,700 万円を計上しており、対前年度比が約 1 億 1,600 万円のマイナスとなっております。内訳としましては、保険給付等業務経費がマイナス約 1 億 1,500 万円となっておりますが、こちらは令和 6 年度のみ支出でありました、マイナンバーカードと保険証の一体化への対応経費が影響しているところでございます。

一方、保健事業経費が約 12 億 5,100 万円で、約 7,900 万円の増となっておりますが、これは健診や保健指導の目標を引き上げた影響に合わせた形になってございます。

次の福祉事業の経費のところは、約 14 億 7,300 万円ということで、これは前年度と比較してマイナス約 1 億 400 万円となっております。こちらでも令和 6 年度限りの支出でありました、無線医療システムのリプレース費用、これに加えて特別支給金の支給実績を踏まえた減となっております。

続きまして、一般管理費、こちらは約 23 億 8,400 万円を計上しており、対前年度比が約 6 億 9,100 万円のマイナスとなっております。主な要因は一般事務費で、約 18 億 8,200 万円の対前年度比マイナス約 7 億 2,000 万円となっておりますが、こちらは次期船員保険システムの開発にかかる経費が大きく影響してございます。この次期システム開発に関する経費につきましては、令和 7 年度にも計上しておりますが、令和 6 年度がシステム開発に関する支出のピークとなっており、その影響となっております。

以上のとおり、船員保険勘定の収支になりますが、累積収支の繰入のところを見ていただきますと、約 73 億 4,700 万円の黒字を見込んでおりまして、その額を累積収支へ繰り入れることで収支均衡をさせています。以上が資料 3 の説明になります。

続きまして、資料 4 ですが、資料 4 は 1 月の協議会で同じものをお示しし、ご説明させていただいた、業務経費及び一般管理費の内訳を添付させていただいておりますので、今回説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

次に、参考資料について少しだけ触れさせていただきたいと思っております。まず参考資料 1 でございますが、こちらは 11 月の協議会でお示ししました事業計画の骨子を再掲させていただいております。参考資料 2 は、K P I の推移をまとめたもので、令和 6 年度実績については直近までの数字を反映しております。それぞれ参考にしていただきたいと思います。

続きまして、資料 3 でございますが、こちらは健康づくり関連の取組の進捗等についての記載をしております。前回の 1 月の協議会以降の動きを追記した内容となっておりますが、前回から追加させてもらったところだけ少しご紹介させていただきたいと思っております。2 ページをお開きください。

2 ページの 2 ポツで「船員の健康づくり宣言」に関する記載のところでございますが、右

側のポツの四つ目で「船員のための健康サポートブック（V o l . 04）」という本を作成させていただいて、5社の好事例集を掲載の上、船舶所有者の皆様に配ったことを追加させていただいております。現物はお手元にお配りさせていただいています。こちらの本を船舶所有者の皆様に配布しております。また、「船員の健康づくり宣言」の紹介動画をY o u T u b eに公開した点も新たに加えております。

参考資料3の説明は以上になります。

続きまして、参考資料4をご覧くださいと思います。こちらは、国土交通省が毎年作成されています、2025年度船員災害防止実施計画（案）を抜粋したものとなります。マークで印をしている箇所は、船員の健康確保対策において、国土交通省に連携していただける、協会の船員保険部の事業です。ポツの四つ目のところ、一つ目のマークの箇所には、生活習慣病が労働災害のリスクにつながり得ることを理解し、協会の生活習慣病予防健診の定期的・継続的な受診及び特定保健指導を積極的に利用する旨や、船員手帳上の健康証明書の写しの提供についてのご協力依頼について記載いただいております。また、次のポツでは、禁煙対策として、船員保険部が実施しています「オンライン禁煙プログラム」のご紹介、また二つ下のところでは、船員の健康づくりに関する取組の利用促進について触れていただいております。

また2ページを開いていただきますと、ここもマークで印をさせていただいておりますが、国土交通省として、特に注力していくメンタルヘルス対策について、協会と連携して取り組むということと、協会の取組について広報の掲載を予定していただいているということが記載されています。参考にご覧いただけたらと思います。

以上が議題1の説明となりますので、ご意見のほど、ぜひともよろしくお願いいたします。以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などをお願いできればと思います。いかがでしょうか。

平岡委員：

少し質問させていただければと思います。まず資料2の10ページのところで、協会けんぽが契約する生活習慣病予防健診について、健診実施機関と船員の居住地との関係で、実施機関が少ない地域はどこなのか、そしてその関連の情報として、契約実施機関数と健診車の稼働状況が分かれば教えていただきたいと思います。

それともう1点、船員手帳の健康証明書データの取得につきまして、現在国土交通省においても船員手帳の電子化が進められ、船員の健康証明書についても電子保存化の方向にあるようですが、その点を踏まえて、健康証明書データの取得についても関係省庁と連携して

取組を進めてもらいたいと思います。実際、昨年のK P I が 18%、今回のK P I が 19%以上とありますが、資料を見ますと、ずっと 17%、15%という実績が続いていますので、もう少し実績を上げる方向でしっかり取り組んでいただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

菊池委員長：

事務局からお願いします。

稼農理事：

ありがとうございます。健診実施機関につきまして、今分かる範囲でお答えさせていただきます。

県別に見た場合に健診実施機関が少ないところはどこか、さらに地域的に見た場合にはという話がありました。船員保険の生活習慣病予防健診の実施機関がない県がございます。それが山梨、滋賀、岐阜、奈良の 4 県となっております。もう一つ言いますと、少し分析をしてみました。被保険者 1,000 名以上が居住するような地域で、1,000 名当たりの契約健診実施機関が 5 機関を下回っている県がどれぐらいあるかを調べてみました。そうしますと 9 県ほどございまして、少ない順に岩手、高知、宮城、宮崎、山口、長崎、愛媛、千葉、熊本となっております。今年度はそういったデータを見て、契約機関数が少ないところというのは利便性が低く、やはりどうしても予約が取りにくいとかいろいろあるでしょうから、そういったところを重点的に 7 年度に向けても取り組んでいこうと思っております。今年度は、契約機関数を増やすためには足を運んでお願いしようということで、担当のグループ長を宮城支部に派遣して、協会けんぽ宮城支部に協力してもらって一緒に宮城県内の健診施設にお願いしてまわったところでございます。協会けんぽとは契約していても船員保険とは契約していないという健診実施機関もございますものですから。また、我々船員保険部は東京にしかありませんが、宮城支部は土地勘と付き合いがありますので、宮城支部にお願いして、一緒に健診実施機関に行ってまいったところでございます。そういったことを引き続き重点的に取り組むところから、協会けんぽ支部の力を借りながら増やしていきたいと思っております。

ここ最近の状況で言いますと、少しずつ健診実施機関の数というのは増えてきてはおりますが、一方で年度替わりに手を引くといひますか、契約を来年度は見送るという機関もありまして、ここについてはプラスマイナスでできればプラスになるように頑張っていこうと取り組んでいるのが最近の状況でございます。細かい点につきましては後ほど調べてまたお伝えできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

上廣次長：

それと 2 点目、船員手帳の電子化が進む中での健康証明書のデータ取得について、関係省

庁と連携を進めてほしいというご意見についてでございます。ご意見のとおり、関係省庁の方にご協力をお願いするという形でこれからも組んでまいりたいと思います。先ほど参考資料4で少し触れさせていただきましたが、国土交通省の実施計画の中にも船員手帳の健康証明書の写しを全国健康保険協会に提供するという事で、船舶所有者の皆様にも働きかけをしていただいているところでございますので、今後ともご協力いただければとご協力いただくということで進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

菊池委員長：

平岡委員、いかがでしょうか。

平岡委員：

先ほど9県について契約機関が少なく厳しいという話でしたが、理事から宮城支部のお話があったように、協会けんぽの支部を活用してやっていると、9県などについても同じような取組で進めていくと、そういう理解でいいですか。

稼農理事：

やはり人的なところもありますので、一辺に全部9県行けるかというのは分かりませんが、先ほど言った、1,000名当たりの契約機関数が5機関を下回る、被保険者数に占める医療機関数が少ないところから重点的に回っていききたいと今考えております。具体的には、まず今年度中は1県行こうじゃないかということで宮城に行きましたので、新年度は計画的に、全部は難しいかもしれませんが、一つでも多くの県に足が運べればと考えております。

菊池委員長：

平岡委員、よろしいでしょうか。

平岡委員：

あと先ほどの船員手帳の健康証明書のデータ取得については極力増やすようによろしくお願いしたいと思います。

巡回健診の質問の回答をお願いいたします。

上廣次長：

巡回健診は主に船員保険会に実施していただいているところですが、基本的に船員の乗船スケジュールなどを把握して、それに合わせて効果的に回っていただいているというお話を船員保険会から聞いております。できる限りのことをやっておりますが、件数

については今確認しておりますので、少しお待ちください。

事務局：

令和6年度は231回ということで、ほぼ前年と同じような件数で推移しています。船員保険会から言われた去年と違う点は、島ですね。石垣島とか、今まで行くことができていなかったようなところにもお客様のご要望等を確認してチャレンジして行ったということを聞いています。事業報告等で後日報告をする機会はあると思うのですが、件数自体は横ばいですが、行くことができていなかったところに行き出しているということを聞いております。

菊池委員長：

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

いかがでしょうか、ほかに。

立川委員、お願いします。

立川委員：

今の関連で、全く指定医療機関がない県が4県で、5機関以下が9県ということでした。巡回健診はその県をターゲットにしているという理解でいいですか。

上廣次長：

そちらを中心に取り組む、ないところに行こうということで、そういう観点でもやっております。

立川委員：

そういうことでしたら、ぜひ医療機関を増やそうというお話ですが、船員保険会がどのぐらい稼働できるかという問題があるとは思いますが、なるべくそういう場所を重点的に行っていただいて、健診の受診率を上げていただければと思います。

それから、少し別の観点から何点か伺いをしたいと思っております。今マイナ保険証での医療機関の受診率というのはどのくらいになっているのでしょうか。数字が分かれば教えていただきたいというのが一つ目。また、今年の12月1日で従来の保険証の使用ができなくなる、その前段としてたしか6月でしたっけ、7月でしたっけ、資格確認書の事前の送付をされると聞いておりますが、12月1日以降、保険証が使えなくなるということを周知していただかないと、非常に問題が出てくると思っております。資格確認書を事前交付するときに、今後、いつから従来の保険証が使えず、そのときにどう対応すればいいのかといった広報が必要だと思います。いざ医療機関に12月以降行ったときに、これは使えませんよというような話にならないように、ぜひ広報をしっかりとっていただきたいというのが要望でございます。

また、資格確認書の提出に関して、少し教えていただきたいのですが、資格喪失届を出したときに、本来であれば本人分と被扶養者分の保険証を全部合わせて返却をして、それがシステム上反映されて、従来の保険加入はないのだと、別のところに移ったのだという記録になると思うのですが、これは資格喪失届を出した時点で、保険証の添付がなくてもそのようになるのでしょうか。それとも、保険証がついていないと資格は喪失しないのでしょうか。事務的な質問になりますが、教えていただければと思います。

それから、医療機関での保険証の確認についての質問です。私もよく病院に行くのですが、その際に月に1回確認というような言われ方をよくされます。この場合、月の頭に医療機関に行って保険加入の確認がされた後に資格喪失をして、そのまま月の後半に受診することもあると思うのですが、その場合は資格喪失をしていても通ってしまうのでしょうか。医療機関としてはチェックしないのでしょうか。教えていただければと思います。

菊池委員長：

何点かありましたが、よろしくお願いします。

稼農理事：

まずマイナ保険証の利用率ということで、これは国が定期的に公表をしております、直近の公表数値でいいますと、マイナ保険証を使ったレセプトが25.41%と聞いてございます。4分の1ぐらいですね。新聞報道で見ましたけれども、実際マイナ保険証を所持している方はかなり増えてきていて、マイナ保険証にリンクをされている方は増えてきているのですが、医療機関で使用されて、それがレセプトにつながっているものといえますか、医療機関で利用された件数がレセプト枚数ベースでいうと、4分の1ぐらいがマイナ保険証での診療となっているということでございます。

それと、もう1点、今年12月1日で保険証がなくなるということについての、広報のことでございます。昨年の12月と同様に大きな制度の変わり目だと認識しておりますので、しっかりと広報をしていきたいと思っております。委員のおっしゃるとおり、今年の6月から9月ぐらいにかけて、マイナ保険証にされていない方につきましては、12月を待たずに6月以降から順次資格確認書を職権で送りますが、それだけでは不十分だと思いますので、その前段で、昨日、現時点でマイナ保険証に登録をされていない方につきまして、ご連絡を差し上げました。12月に保険証の経過措置が終わることと、昨年の12月からマイナ保険証を基本とした仕組みに変わりましたので、この機会にマイナ保険証への登録をお考えになりませんかということをまずアナウンスしています。昨日3万人に向けて発送しております。マイナ保険証に制度が切り替わるというご案内と、この機会にマイナ保険証のリンクをなさいませんか、こういう便利なところがありますよということをお知らせするとともに、マイナ保険証を利用されない方につきましては、こちらから6月から9月にかけて資格確認書を送らせていただきますということを併せて書いています。資格確認書が早急に欲

しいというような場合については、資格確認書の申出をしていただければ発行ができますので、そのことも併記して圧着はがきで発送したところでございます。ご案内は、今週から来週にかけてお手元に届くのではないかと考えております。

以上でございます。

上廣次長：

最後にご質問いただきました、月1回保険証を病院に提示してというようなお話だったと思いますが、私も病院に行ったときに確かに月が変わったら見せてくださいと言われた覚えがあります。過去はそういった形で定期的に保険証の確認をするということを医療機関がされていたと思われませんが、現在はオンライン資格確認がある程度普及してきておりますので、多少のタイムラグはありますが、都度その記号番号をその端末で確認をすれば医療機関で受診者の資格があるのかどうか確認が取れるようになっております。このため、現在のほうがより誤受診を防げる体制にはなっていると考えてございます。

以上でございます。

立川委員：

各医療機関でしっかり確認をしていただくことで債権関係の額は減ってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、3万人に送ったという話ですけど、3万人のセレクトの条件は何だったのでしょうか。

稼農理事：

現状で加入されている方で、直近の時点でマイナ保険証の登録をされていない方です。1年間有効ですので、今保険証をお持ちですよね。ですが、このままいきますと12月1日に保険証の経過措置が切れますので、資格確認書を使っていただくことになりますが、この機会にマイナ保険証にしませんかというご連絡をしているということです。現時点ではマイナンバーカードと医療保険証のリンクをされていない方という意味です。

立川委員：

それは本人だけですか。被扶養者を含めた、本人と被扶養者両方ですか。

稼農理事：

本人と被扶養者両方です。

立川委員：

ということは、今船員保険の被保険者本人の人数は6万ぐらいですよね。

稼農理事：

そうですね。全体が被扶養者含めて10万ちょいですので、6割強の方がマイナ保険証にされているということになります。

立川委員：

3万で10万だから、3万はマイナ保険証にしていない人、7万ぐらいはしている人という理解ですか(※)。ということは、このまま、あまり変わらなければ3万人が12月1日以降はマイナ保険証か、資格確認書で医療機関を受けることになりますが、これはかなり膨大な数に感じられます。先ほど言った広報というのをしっかりやっていただかないと、医療機関で混乱が生じるのでは。また、6月から10月、9月ぐらいというお話でしたが、12月直近になってからも広報していただかないと混乱が進むのではないかと感じますので、その辺も考慮いただければと思います。

それと別件、予算関係の話になるのですが、以前から船員保険関係の保養施設を売却していく話がありました。それで、数年前、3件ほど売却が終わって、その売却代金が会計に入ってきた覚えがあるのですが、確か長野の施設が1件残っていたと理解しているのですが、その進行具合はいかがでしょうか。また、残っているのは長野だけなのでしょうか。あわせて教えていただければと思います。

(※) 事務局注：10万のうち、3万がマイナ保険証にされていない方、6万人がマイナ保険証にされている方、残りの1万人は、保険証の新規発行が終了した令和6年12月から今回の案内対象者を抽出した令和7年2月の間に資格喪失した者の数になる。

菊池委員長：

お願いします。

稼農理事：

まずしっかり広報をということですが、これは本当にそのとおりで、今年の12月が2段目の大きな変更の時期だと思っておりますので、ぜひともやっていきたいと思います。

去年の夏ぐらいから準備を進めてきた中でもご説明はしてきたつもりではございますが、なるべく早く、やはり船員さんの場合には陸にいらっしゃる期間が短かったりとか、出たり入ったりとかがあるものですから、通常よりも早めに資格確認書の職権交付をしようということで、12月直前よりは6月から順次送っていこうということで、早めの取組を考えております。それもしっかりやりますし、委員のおっしゃるとおりで、いよいよ12月の制度改正を迎えるにあたって、やはりあとひと月という11月辺りが大事な時期だと思っておりますので、関係団体広報であったり、メルマガであったり、いろいろな広報媒体を使ってしっかり

広報していきたいと思っています。皆様方も関係団体広報では、それぞれの団体の皆様の機関誌を利用させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

上廣次長：

保養所の売却の状況でございます。まず現在売却予定となっているのが、長野と静岡の2か所で、売却はまだということで認識してございます。長野のセンターの状況につきましては、長野財務事務所が入札物件の基本情報となる物件調書の作成や最低売却価格を算定するための不動産鑑定を行い、入札を行う、実施していくという予定となっておりますが、今のところ入札売却の時期については未定ということで、国から聞いているところでございます。

以上でございます。

菊池委員長：

どうぞ、保険課から。

厚生労働省保険課：

ありがとうございます。長野の健康福祉センターにつきましては、関東財務局から地歴調査を行うよう指示を受けまして、昨年末、10月から11月にかけてボーリング調査を実施いたしました。その結果の汚染等の異常は認められないとの報告を受けました。それを受けて、今後売却の手続に入っていくという報告を受けております。

以上です。

菊池委員長：

ありがとうございます。いかがでしょうか。

立川委員：

長野の施設は分かりました。しかし、非常に時間がかかり過ぎておりますので、もとは何年に決定したというのを改めて報告願いたいと思います。もう十数年前じゃないかと思うのですが。

もう一つの施設は静岡ということですが、施設名を教えてください。長野の施設名とあわせて。

稼農理事：

長野がヒルサイドホテル富士見です。静岡が下田ポートヒルというところです。ここは平成11年に廃止されているということで、船員保険部ができたのが平成22年の1月ですの

で、もうその前に廃止になっていたという施設でございます。

立川委員：

廃止になっていたのはいいのですが、その後の処理というのは、長野のヒルサイドと同じような形で処理になるのですか。それとも別ですか、処分方式としては。

厚生労働省保険課：

確認のうえ、別途回答させていただきます。

立川委員：

よろしくお願いします。10 年以上もたっておりますので、この会議の中でも記憶から抜け落ちてしまっている方がほとんどじゃないかという気がします。再確認をして記録を残していただければと思います。よろしくお願いいたします。

菊池委員長：

今の点は厚生労働省に持ち帰っていただいて、またご対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

田中委員：

資格確認書の話で、私もこの資料2の5ページについて質問をしたいのですが、今回青字で付記をしている部分ですが、資格確認書が交付されている場合は、資格喪失届等に添付していただくよう周知広報を行うとあります。これは確認なのですが、保険証が交付されているかどうかというのを船舶所有者は分かっていると思うのですが、その人が資格確認書を申請しているかどうかということを船舶所有者が理解しているのか、リンクしているのかどうかですね。例えば、資格確認書を自分で申請をして持っている場合、そのことについて船舶所有者に通知がいつているのか、いないのか。もし通知がいつていないとすると、資格喪失届の提出というのは船舶所有者がするはずなので、船舶所有者はその資格確認書の交付が確認できないのではと思って質問しました。

菊池委員長：

いかがでしょうか。

上廣次長：

資格取得時にチェックを入れてもらって資格確認書を交付するという流れがありますの

で、100%ではないかもしれませんが、ほとんどの事業主がその方に資格確認書が発行されているかどうかをある程度把握されていると思われます。また、確認をしていただいた上で、持っていたらつけてくださいということを周知広報していくよう考えております。

以上でございます。

事務局：

1点、すみません。事務局側から補足をさせていただきます。

資格確認書につきましては、先ほど上廣が申し上げましたとおり、資格取得届のときには船舶所有者経由ということに当然なりますし、再交付等で資格確認書交付申請書で出てくる場合についても、船舶所有者を経由していただくことになります。また、資格確認書については船舶所有者に送付するような形になっております。

以上です。

田中委員：

もう一つ質問をしますが、この資格確認書は、個人が申請をすることもおそらく可能だと思うのですが、その場合は、直接家庭に行くのか、船舶所有者経由なのか、どちらでしょうか。

事務局：

ご本人が申請される場合についても、船舶所有者経由でご提出いただくような形です。疾病任意継続の方については、直接お出しいただくような形になりますけれども、一般の加入者につきましては船舶所有者経由ということになります。

田中委員：

分かりました。了解しました。ということは、資格確認書の申請も船舶所有者、雇用主を通じて行うので、雇用主がその手続は全て理解をしているということですね。

事務局：

ご理解のとおりです。

田中委員：

承知しました。

今の点は以上ですが、もう1点、9ページの福祉事業の効果的な実施の部分ですけれども、無線医療助言事業について、船員労働の実情に即した事業運営となるようという文を書き加えていただいております。このことに感謝申し上げます。後ほど説明があると思われますが、DVDの作成など、様々な取組を福祉事業という言葉で言いますけれども、洋上救急で

あったり、無線医療助言事業というのは船員労働にとって本当に命綱の事業でありますので、引き続きその船員保険の事業の中でも非常に重要な部分だという認識で継続してしっかり取り組んでいただきたいと思います。これについてはお礼でございます。

以上です。

菊池委員長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員：

16 ページのジェネリックの話ですが、7 年度に初めて、ジェネリックの金額シェア 65% 以上を目標にすると、こういうことでございますので、この中で最近のジェネリックの情勢なり、品不足等々を考えて、今後また薬品を作る材料の値上がりが考えられますし、人件費なり、輸送コストなり、様々な要因でジェネリックの価格が高騰していくということも想定をしておかなければならないのではないかと思います。そういった中でこの 65% 以上というものがどうなのかということでございます。

特に今の目標が 80% 以上ジェネリックにしたいということですから、そうすると新薬が 20% ということになります。今度このジェネリックの価格帯が様々な要因でどんどん価格が上昇していった場合、新薬とジェネリックの平均的な価格帯が狭まってくるわけですから、そうすると、将来ジェネリックが高くなって、新薬が安くなる、そういうこともどこかで想定をしておく必要もあるのではないかという印象を受けています。来年見てみないと分からないのかもしれませんが、果たしてこの 60% 以上が達成できるかどうか、シミュレーションではどうなっているのか教えていただきたいと思います。

稼農理事：

船員保険の場合、まず数量ベースのところについては、最近 90% を超えたところでございます。金額ベースについては、直近の数字で 69.1% ということで、見込み的には達成できるのではないかと考えております。今回の目標の立て方につきましては、初めて国のほうでも数量に加えて金額ベースを目標とせよということで、副次目標というのが立てられたという背景がありまして、私どもとしてもまず金額ベースで集計がどうやったらできるのだろうかというところを考えておりまして、船員保険は船員保険だけのシステムでやっていますので、そこでどうやったら集計が取れるか試しにやってみたところ、今のところ 7 割近い数字であるということでした。直近の幾つかの数字しか取れていませんので、年度を通じてどうなるかというところは、少し時間を見ないといけないと思っています。季節によって、例えば花粉症の時期であったりとか、あるいは新しいジェネリックができた月はまだ販売が追いつかないとか、いろいろ上下する要因もあるものですから、年度を通じてと

いうのは新年度になってから数字を注視して、また折々ご報告させていただきたいと思っております。

菊池委員長：

高橋委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。オンラインの皆様、よろしいですか。

ありがとうございました。それではご意見、ご質問をいただきましたが、「令和7年度事業計画（案）及び予算（案）」につきましては、特に修正意見等ございませんでしたので、原案どおり了承することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にご異議ございませんようですので、そのようにさせていただきます。

事務局から今後の手続について、ご説明をお願いいたします。

上廣次長：

ご承認ありがとうございます。本日お諮りしました、「令和7年度の事業計画（案）及び予算（案）」につきましては、3月21日に予定しております、運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に対し認可申請を行うこととなります。

以上でございます。

菊池委員長：

よろしくお願いします。

続きまして次の議題、「その他」の議題につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

上廣次長：

それでは、「その他」の議題について説明させていただきたいと思います。

まず資料5をご覧くださいと思います。資料5につきましては、東日本大震災に係る船員保険の一部負担金の免除措置についてでございます。こちら、東日本大震災の被災者に係ります一部負担金の免除措置についてですが、令和7年3月1日以降も医療機関での窓口負担、一部負担金の免除措置を延長することとなりましたので、ご報告させていただきたいと思います。表に示しますように、アとイとウというふうに区分が分けられまして、その区分に応じた新たな有効期限の免除証明書を7年2月末に発送をさせていただいております。ちなみに船員保険では、25名の方が現在対象となっておりますので、ご報告をさせていただきたいと思います。

それと、最後の資料説明となりますが、参考資料5をご覧くださいと思います。参考資料5は船員保険無線医療助言事業に係る動画の作成についてでございます。こちら、令和6年度の事業計画の中で、無線医療助言事業についてご理解を深めて、広くご利用いただく

ことを目的としまして、合計3パターンの動画の作成に着手し、このたび完成したというところでございます。既に船員保険部の公式Y o u T u b eチャンネル及びホームページにて公開済みでございます。本日、広報のために作成しました、大体1分から1分半ぐらいのダイジェスト版ですが、見本としてこの会場で放映させていただきたいと思いますので、ぜひとも皆様ご確認いただければと思っております。よろしくお願いいたします。私から向かって正面のスクリーンに映し出させていただきますので、しばらくの間ご注目いただきたいと思います。

(動画視聴)

上廣次長：

こちらが一般向けということで、英語バージョンも作成しているところでございます。もう1本医療従事者向けということでご覧いただきたいと思っております。

(動画視聴)

上廣次長：

ご覧いただきまして、ありがとうございました。まず完成までにここにおられる関係者の皆様も含めて、ご協力いただきましてありがとうございます。

動画本編は一般向けが約12分、医療機関向けが約18分ということで、これから全船舶所有者向けに無線医療助言通信ハンドブックというものを送付させていただく予定にしております、その中にこの無線医療動画のDVD版の申込書も同封させていただいて、希望される船舶所有者の皆様に順次配布していきたいと考えております。せっかく作ったものでございますので、こちらをしっかりと活用して、普及、周知広報に努めてまいりたいと考えてございます。

それとお手元にお配りしています無線医療のハンドブックのほうもまた、参考にご覧いただけたらと思います。10年ぶりぐらいの更新ということで、薬品が少し変わっていたりもしましたので、今回リニューアルしたというところでございます。こちらは全船舶所有者に配布させていただきたいと思っております。これらの広報をしっかりと展開してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

「その他」については以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何かございませんでしょうか。立川委員、どうぞ。

立川委員：

ハンドブックのほうですが、以前、確認しました 2014 年版、これはネット上に公開されておりますが、これも公開されるということでよろしいでしょうか。

稼農理事：

この電子版をホームページに公開したいと思っております。

菊池委員長：

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員：

改めまして本当にありがとうございます。素晴らしいものをつくっていただいて。今おっしゃったように、これをしっかり現場の乗組員にもそれから船舶所有者にも啓蒙して、さらには無線医療助言事業の受け手ですよね。前回も議論になりましたけれども、その各病院の連携とか、情報の連携とかユーザー目線で言っているわけですけど、そのユーザーの状況を鑑みて、受け手の医療機関がスムーズに医療助言できるような体制をぜひ構築をしていただきたいと思います。本当にありがとうございます。

稼農理事：

ありがとうございます。この無線医療ハンドブックも軌を一にしてちょうど改定の時期ということもありまして、あと動画も皆様方のご協力のもと、分かりやすい動画になったと思っております。7 年度の事業計画をご承認いただきまして、先ほどもありましたが、各事業にしっかり取り組んでいきたいと思っております。ことさら無線医療助言事業につきましては、重ねていろいろなご意見、ご要望もいただいております。私どもといたしましても、まずは動画とハンドブックを作成することができました。ここから先、さらにというところで、計画にも付け加えさせていただきましたので、現状をまず押さえながらこの課題がどういところあるかといったところも含めて検討を進めていきたいと思っております。折々またご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

菊池委員長：

ほかにはよろしいでしょうか。

ございませんようですので、私も戻りましたら、早速フルバージョンのほうを拝聴させていただきたいと思います。

その他、ございませんか。

ないようでしたら、少し早いですが、本日予定しておりました議題は以上ですので、事務

局から次回の日程等についてご説明をお願いいたします。

上廣次長：

ありがとうございます。次回の船員保険協議会につきましては、7月に開催を予定しております。主な議題は令和6年度決算を予定しております。詳細な日程につきましては、現在、各委員と調整をさせていただいておりますので、確定次第、各委員の皆様にご連絡をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

菊池委員長：

本日はお忙しいところありがとうございました。これにて、第67回船員保険協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(了)